

◎新潟県告示第678号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和5年6月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 令和5年5月25日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社 中惣林業  
飛田野 文治
  - 3 主たる営業所の所在地  
東蒲原郡阿賀町綱木2029
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-30）第45539号
  - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し（一部廃業）
  - 6 処分の原因となった事実  
令和5年4月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和5年5月25日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
立川建設 株式会社  
立川 博之
- 3 主たる営業所の所在地  
五泉市丸田590
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-31）第12935号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し（一部廃業）
- 6 処分の原因となった事実  
令和5年5月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。